

保 険 証 の 更 新

国民健康保険の「保険証」の有効期限は9月30日です。新しい保険証は、9月下旬に各世帯へ郵送しますので、保険証が届きましたら古い保険証は町民生活課の窓口へお返しいただくか、こまかく破いて処分してください。なお、10月になっても保険証が届かない場合はご連絡ください

保険税を納めていないかたには次のような措置が実施されます

- 1 督促を受けたり、延滞金が加算されます。
- 2 有効期間の短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。これは有効期間が通常より短い保険証で、期限が切れるたびに、その都度新しい保険証の交付を受けることになり、保険税の納付を求められます。
- 3 納期限から1年間滞納すると、保険証のかわりに「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。これは、国保の資格があることを証明するだけですので、医療費は、いったん全額を支払うこととなります。
- 4 療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの国保給付の全部または一部を滞納保険税にあてることとなります。

このように、保険税を納めないでいると滞納分の保険税をあとでまとめて支払うことになったり、病気やケガをしたときの医療費が、全額自己負担になるなどの厳しい措置がとられることとなります。

※災害などにより生活が著しく困難となったかたは、申請により減免が受けられる場合もあります。

問合せ

(資格に関すること) 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1230 内線103・104

(保険税に関すること) 税務課 課税・収納担当 ☎ 内線132・133

秋の交通事故防止運動



「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

9月21日(日)から30日(火)までの10日間

交通事故を起こさないよう、また遭わないよう、運転者も歩行者もお互いに注意しましょう。

ポイント

○高齢者の交通事故防止

高齢ドライバーによる事故が増えています。自己の運動適応能力を的確に把握し、無理のない安全な運転を心がけましょう。特に、道路横断中の事故や自転車乗車中の事故が多いため、十分に安全を確認しましょう。

○シートベルト・チャイルドシート着用の徹底と安全車間距離の保持

自動車に乗るときは、後部座席でも必ずシートベルトを着用しましょう。チャイルドシートの使用は、幼児の体格に合ったものを選び、正しくしっかり取り付けましょう。また、交通事故の3割は追突事故です。走行速度や停止距離を意識し、安全な車間距離を保持しましょう。

○自転車・バイクの安全利用法の促進

保護者の皆さんは、児童・幼児が自転車を運転するときや、自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めましょう。

バイクでの速度超過、一時不停止、すり抜け、追越し運転などは大きな事故を招きます。交通安全に心がけ、ゆとりある運転をしましょう。